

佐倉市建築基準法施行細則（平成十六年三月十九日規則十五号）

新	旧
<p>（工事監理者決定等届）</p> <p>第十二条 確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主等は、建築士である工事監理者を定め、若しくはこれを変更したとき又は工事施工者を定め、若しくはこれを変更したときは、工事監理者決定等届（別記様式第十一号）により建築主事に届け出るものとする。工事監理者又は工事施工者の住所又は氏名に変更があったときも、同様とする。</p> <p>2 前項の工事監理者決定等届には、工事監理者を定めたとき又はこれを変更したときは、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の写しを添えなければならない。</p> <p>3 建築主事は、第一項の規定による届出を受理したときは、工事監理者決定等受理通知書（別記様式第十二号）により当該建築主等に通知するものとする。</p> <p>（申請の取下届）</p> <p>第十三条 確認等又は検査の申請書を提出した建築主等又は第七条第一項に規定する保存建築物指定申請書、第二十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する道路指定申請書、第二十二条第一項に規定する道路位置指定申請書若しくは同条第三項に規定する道路廃止申請書（第二十四条第一項において準用する場合を含む。）を提出した申請者は、市長又は建築主事が当該申請について確認等の処分又は指定若しくは承認の処分をする前にこれを取り下げようとするときは、取下届（別記様式第十三号）により市長又は建築主事に届け出るものとする。</p> <p>2 市長又は建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、取下届受理通知書（別記様式第十四号）に当該届出を受理した旨を表示した当該申請書の副本及びその添付図書を添えて当該届出者に通知するものとする。</p> <p>（建築物の指定及び定期報告）</p> <p>第十六条 法第十二条第一項の規定により指定する建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 地階又は三階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの</p>	<p>（工事監理者決定等届）</p> <p>第十二条 確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主等は、建築士である工事監理者を定め、若しくはこれを変更したとき又は工事施工者を定め、若しくはこれを変更したときは、工事監理者決定等届（別記様式第十一号）により建築主事に届け出るものとする。工事監理者又は工事施工者の住所又は氏名に変更があったときも、同様とする。</p> <p>2 前項の工事監理者決定等届には、工事監理者を定めたとき又はこれを変更したときは、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写しを添えなければならない。</p> <p>3 建築主事は、第一項の規定による届出を受理したときは、工事監理者決定等受理通知書（別記様式第十二号）により当該建築主等に通知するものとする。</p> <p>（申請の取下届）</p> <p>第十三条 確認等の申請書を提出した建築主等又は第七条第一項に規定する保存建築物指定申請書、第二十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する道路指定申請書、第二十二条第一項に規定する道路位置指定申請書若しくは同条第三項に規定する道路廃止申請書（第二十四条第一項において準用する場合を含む。）を提出した申請者は、市長又は建築主事が当該申請について確認等の処分又は指定若しくは承認の処分をする前にこれを取り下げようとするときは、取下届（別記様式第十三号）により市長又は建築主事に届け出るものとする。</p> <p>2 市長又は建築主事は、前項の規定による届出を受理したときは、取下届受理通知書（別記様式第十四号）に当該届出を受理した旨を表示した当該申請書の副本及びその添付図書を添えて当該届出者に通知するものとする。</p> <p>（建築物の指定及び定期報告）</p> <p>第十六条 法第十二条第一項の規定により指定する建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 地階又は三階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの</p>

- ロ その用途に供する客席の部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
- ハ その用途に供する主階が一階にないもの
- 二 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階以下の階におけるその用途に供する客席の部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
- 三 屋外観覧場の用途に供する建築物で、その用途に供する客席の部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
- 四 病院、診療所（患者の収容施設がある診療所に限る。）又は政令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 五 旅館又はホテルの用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 六 共同住宅の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 法第六十八条の五の四の規定の適用を受けるもので、当該建築物の容積率その全部を住宅以外の用途に供する建築物に係る法第五十二条第一項第二号又は第三号に掲げる数値を超えるもの
 - ロ 屋外階段を設けないもので、地階又は四階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
 - ハ 屋外階段を設けないもので、三階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 七 寄宿舎の用途に供する屋外階段を設けない建築物で、地階又は四階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び三階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 八 学校又は体育館の用途に供する木造の建築物で、二階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの、その用途に供する木造以外の建築物で、地階又は四階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び当該建築物で地階を除く三階以下の階におけるその用途に供する部分の

- ロ その用途に供する客席の部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
- ハ その用途に供する主階が一階にないもの
- 二 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階以下の階におけるその用途に供する客席の部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
- 三 屋外観覧場の用途に供する建築物で、その用途に供する客席の部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの
- 四 病院、診療所（患者の収容施設がある診療所に限る。）又は政令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 五 旅館又はホテルの用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 六 共同住宅の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 法第六十八条の五の四の規定の適用を受けるもので、当該建築物の容積率その全部を住宅以外の用途に供する建築物に係る法第五十二条第一項第二号又は第三号に掲げる数値を超えるもの
 - ロ 屋外階段を設けないもので、地階又は四階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
 - ハ 屋外階段を設けないもので、三階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 七 寄宿舎の用途に供する屋外階段を設けない建築物で、地階又は四階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び三階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの
- 八 学校又は体育館の用途に供する木造の建築物で、二階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ、その床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの、その用途に供する木造以外の建築物で、地階又は四階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び当該建築物で地階を除く三階以下の階におけるその用途に供する部分の

床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの

九 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び地階を除く二階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの

十 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの

十一 事務所の用途に供する建築物又は事務所の用途に供する部分を有するものであって前各号のいずれにも該当しない建築物で、階数が五以上で、かつ、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分（機械設備の設置される部分を除く。）の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの

2 省令第五条第一項の規定による定期報告の時期は、次の表の上欄に掲げる建築物についてそれぞれ当該中欄に掲げる時期を始期とし、当該下欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期	
前項第一号から第五号までに掲げる建築物	平成十六年五月一日から末日までの間	二年ごとの五月一日から末日までの間
前項第六号から第九号までに掲げる建築物	平成十七年八月一日から末日までの間	三年ごとの八月一日から末日までの間
前項第十号に掲げる建築物	平成十七年十月一日から末日までの間	二年ごとの十月一日から末日までの間
前項第十一号に掲げる建築物	平成十八年二月一日から末日までの間	三年ごとの二月一日から末日までの間

3 第一項第一号から第十号までの二以上に該当する用途の建築物については、当該各号のそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計又は建築物全体

床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの

九 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び地階を除く二階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの

十 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの及び二階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの

十一 事務所の用途に供する建築物又は事務所の用途に供する部分を有するものであって前各号のいずれにも該当しない建築物で、階数が五以上で、かつ、地階又は三階以上の階でその用途に供する部分（機械設備の設置される部分を除く。）の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの

2 省令第五条第一項の規定による定期報告の時期は、次の表の上欄に掲げる建築物についてそれぞれ当該中欄に掲げる時期を始期とし、当該下欄に掲げるとおりとする。

建築物	定期報告の時期	
前項第一号から第五号までに掲げる建築物	平成十六年五月一日から末日までの間	二年ごとの五月一日から末日までの間
前項第六号から第九号までに掲げる建築物	平成十七年八月一日から末日までの間	三年ごとの八月一日から末日までの間
前項第十号に掲げる建築物	平成十七年十月一日から末日までの間	二年ごとの十月一日から末日までの間
前項第十一号に掲げる建築物	平成十八年二月一日から末日までの間	三年ごとの二月一日から末日までの間

3 第一項第一号から第十号までの二以上に該当する用途の建築物については、当該各号のそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計又は建築物全体

の安全の確保を勘案してその主要な用途に供する建築物として適用する。

4 第一項第六号に掲げる建築物及び前項の規定の適用を受ける建築物のうち、共同住宅の住戸の部分については、法第十二条第一項の規定による定期報告の対象から除くものとする。

5 省令第五条第三項本文に規定する報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表は、報告の日前三月以内に調査し、作成したものでなければならない。
(建築設備等の指定及び定期報告)

第十七条 法第十二条第三項の規定により指定する建築設備は、次に掲げる建築設備(一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)とする。

一 エレベーター(積載荷重が九・八〇六六五キロニュートン以上のもので、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一第一号から第五号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用に供されるもの(専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。)を除く。)

二 エスカレーター

三 小荷物専用昇降機

四 前条第一項各号に掲げる建築物に設けた建築設備のうち次に掲げるもの
イ 法第二十八条第二項ただし書及び同条第三項の規定により設けた換気設備(自然換気設備及び換気扇を除く。)

ロ 法第三十五条の規定により設けた排煙設備(排煙機を設けた排煙設備に限る。)

ハ 法第三十五条の規定により設けた非常用の照明装置(予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。)

二 給水設備及び排水設備

2 法第八十八条第一項において準用する法第十二条第三項の規定により指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。

一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)

二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

3 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築

の安全の確保を勘案してその主要な用途に供する建築物として適用する。

4 省令第五条第三項本文に規定する報告書、定期調査報告概要書及び調査結果表は、報告の日前三月以内に調査し、作成したものでなければならない。
(建築設備等の指定及び定期報告)

第十七条 法第十二条第三項の規定により指定する建築設備は、次に掲げる建築設備(**第一号から第三号までに掲げるもの**にあっては、一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)とする。

一 エレベーター(積載荷重が九・八〇六六五キロニュートン以上のもので、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一第一号から第五号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用に供されるもの(専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。)を除く。)

二 エスカレーター

三 小荷物専用昇降機

四 前条第一項各号に掲げる建築物に設けた建築設備のうち次に掲げるもの
イ 法第二十八条第二項ただし書及び同条第三項の規定により設けた換気設備(自然換気設備及び換気扇を除く。)

ロ 法第三十五条の規定により設けた排煙設備(排煙機を設けた排煙設備に限る。)

ハ 法第三十五条の規定により設けた非常用の照明装置(予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。)

二 給水設備及び排水設備

2 法第八十八条第一項において準用する法第十二条第三項の規定により指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。

一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)

二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

3 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる建築

設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

- 一 第一項第一号から第三号までに掲げる建築設備 法第十二条第三項の規定による報告を最初に行った日の属する月に相当する月（最初に行う報告にあっては、法第七条第五項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から六月を経過した日以後六月の間）
- 二 第一項第四号に掲げる建築設備 次の表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期（省令第六条第一項に規定する検査の項目にあっては、同表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期）

建築設備	定期報告の時期	
前条第一項第一号から第五号までに掲げる建築物に設けた建築設備	毎年五月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間
前条第一項第六号から第九号までに掲げる建築物に設けた建築設備	毎年八月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の八月一日から末日までの間
前条第一項第十号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年十月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の十月一日から末日までの間
前条第一項第十一号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年二月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の二月一日から末日までの間

三 前項各号に掲げる昇降機等 毎年三月一日から末日までの間

- 4 省令第六条第三項本文に規定する報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、報告の日前二月以内に検査し、作成したものでなければならない。
- 5 第一項の建築設備及び第二項の昇降機等を変更し、廃止し、若しくは休止し、又は再開したときは、建築設備等変更（廃止・休止・再開）届（別記様式第十九号）により市長に届け出なければならない。
（計画通知書への準用）

第二十九条 第二条、第五条及び第十一条から第十四条までの規定は、法第十八条の規定による計画の通知の場合に準用する。

設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

- 一 第一項第一号から第三号までに掲げる建築設備 法第十二条第三項の規定による報告を最初に行った日の属する月に相当する月（最初に行う報告にあっては、法第七条第五項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から六月を経過した日以後六月の間）
- 二 第一項第四号に掲げる建築設備 次の表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期（省令第六条第一項に規定する検査の項目にあっては、同表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期）

建築設備	定期報告の時期	
前条第一項第一号から第五号までに掲げる建築物に設けた建築設備	毎年五月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間
前条第一項第六号から第九号までに掲げる建築物に設けた建築設備	毎年八月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の八月一日から末日までの間
前条第一項第十号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年十月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の十月一日から末日までの間
前条第一項第十一号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年二月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の二月一日から末日までの間

三 前項各号に掲げる昇降機等 毎年三月一日から末日までの間

- 4 省令第六条第三項本文に規定する報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、報告の日前二月以内に検査し、作成したものでなければならない。
- 5 第一項の建築設備及び第二項の昇降機等を変更し、廃止し、若しくは休止し、又は再開したときは、建築設備等変更（廃止・休止・再開）届（別記様式第十九号）により市長に届け出なければならない。
（計画通知書への準用）

第二十九条 第二条、第五条、**第六条**及び第十一条から第十四条までの規定は、法第十八条の規定による計画の通知の場合に準用する。

附 則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

【新】

様式第13号

取 下 届

確認 検査 許可 認定 指定 承認		
年 月 日付で提出した申請を取り下げたいので届け出ます。		
年 月 日		
(宛先) 佐倉市長 佐倉市建築主事		
1 建築主等住所氏名		
2 代理者住所氏名		
3 敷地の地名地番	佐倉市	
4 建築物等の主要用途		
5 取下げの理由		
受 付 欄	決 裁 欄	決 裁 年 月 日
年 月 日		年 月 日
第 号		係員印
係員印		

- 注 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 印のある欄には、記入しないでください。

【旧】

様式第13号

取 下 届

<p style="text-align: center;">確認 許可 指定 承認</p> <p>年 月 日付けで提出した認定申請を取り下げたいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(<u>あて先</u>) 佐倉市長 佐倉市建築主事</p>		
1 建築主等住所氏名		
2 代理者住所氏名		
3 敷地の地名地番	佐倉市	
4 建築物等の主要用途		
5 取下げの理由		
受 付 欄	決 裁 欄	決 裁 年 月 日
年 月 日		年 月 日
第 号		係員印
係員印		

- 注 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 印のある欄には、記入しないでください。